

令和7年 下呂市農業委員会第11回総会議事録

開催日時	令和7年11月4日 14：00～16:00		
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室		
出席委員	1 番 今井 学 2 番 熊崎 秀幸 3 番 石原郁夫 (推) 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 7 番 熊崎 升美 8 番 中川 輝男 (推) 9 番 小田 忍 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 寶 賢一 12 番 二村 浩 13 番 二村 昭司 (推) 14 番 中島 尊治 15 番 鎌倉 宏之 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎 (推) 18 番 今井 明浩 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 21 番 中島 義雄 22 番 谷口 寿貴 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)		
欠席委員	4 番 嶋田 浩 20 番 中桐 由起子 (推)		
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 48 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 49 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 50 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 議事 52 号 農業委員会委員の辞任について 議事 53 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 第4 その他		
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第11回農業委員会を開催いたします。		
会長	【会長あいさつ】		
会長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 6 番 中島 義彦 委員 7 番 熊崎 升美 委員 にお願いいたします。		
会長	議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。事務局説明をお願いします。		

事務局

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
今回の申請内容については、無償による所有権移転が3件、有償による所有権移転が6件、賃貸借による利用権設定が1件提出されています。

番号1については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。

番号2については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。旧道路、旧水路について隣接する農地と一体的に利用するものです。

番号3については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。

事務局

番号4については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。

番号5については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。所有者不明土地管理人が管理する土地で、裁判所が売却の権利について認めている案件です。

番号6については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。チャンチンについては、桐と同じく短い周期で収穫が可能な植物で、木質の燃料として利用されています。近隣の農地でも併せてチャンチンと早生桐を植える計画となっており、協力しながら管理をすることです。岐阜県農業会議に確認したところ、短い周期で収穫が可能な農地利用は3条申請として認められたことでした。

番号7については農振農用地ではありません。解除条件付き賃貸借契約を締結するため、法人でも農地を借りることができます。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。番号6と同じくチャンチンと早生桐を植える計画です。

事務局

番号8については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。

番号9については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。

番号10については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。譲受人は、近隣の住宅を取得し、農地の管理を行うとのことです。

以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

会長

ただいま事務局より説明がございました農地法第3条申請10件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

3番 1番について説明します。場所は***の裏手の田です。譲受人は近隣でトマトを営農しており、問題ありません。

3番 2番について説明します。場所は***の川向いの***の近くです。譲受人の所有する農地と隣接しており、一緒に管理することで問題ありません。

1番 3番について説明します。場所は***の南隣です。譲受人は申請地の近隣に居住しており、今後も管理すると考えられ、問題ありません。

3番 4番について説明します。場所は***の入口の土地です。譲受人は申請地の近隣に居住しており、問題ありません。

6番 5番について説明します。申請人は所有者不明土地管理人です。裁判所の管理下の農地です。場所は***から100mほど南の場所です。問題ありません。

14番 6番について説明します。場所は***から北へ1.5kmほどの場所です。譲渡人は農園を経営していたが辞めるため、農地を譲渡すものです。譲受人は申請地で、早生桐を植えてペレットや燃料にして利用することです。山手に近いところで問題ありません。

14番 7番について説明します。場所は6番に隣接した場所です。土地所有者から農地を借りて6番と同じく桐を植えるということで問題ありません。

事務局 7番についてですが、解除条件付き貸借を締結します。通常の貸借とは違い、1年毎に現地の状況報告を求められる貸借となります。農地所有適格法人以外の法人が農地を借りる時に必要となる条件です。1年に1回の報告を求めるにより山林化しないよう確認することになります。

17番 8番、9番について説明します。場所は***から奥へ500mほどの場所です。譲受人は近隣所有地と併せて管理するため、問題ありません。

25番 10番について説明します。場所は***の対岸です。譲渡人は遠方に居住しており、耕作が困難なため、住宅と共に譲受人に譲渡するもので、問題ありません。

会長 状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会長	ご意見、ご質問がないようすで裁決を取ります。なお、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により、今回の議案の関係者である今井 学委員は番号4の採決に参加できませんのでよろしくお願ひいたします。 はじめに番号4の案件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会長	番号4の案件について、ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会長	次に4番以外の案件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会長	議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7ページをお開きください。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第49号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、資材置場への転用が1件、面積については畠393m ² です。 番号1については、申請地を木工業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
	以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
会長	ただいま説明がございました農地法第4条申請1件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
17番	1番について説明します。場所は***から300mほど山手の場所です。以前から農地として活用されておらず、資材置場として利用する追認案件で、農業に影響を与える場所では無いため、問題ありません。
会長	状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

会長 ご意見、ご質問がないようでの裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について許可相当と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長 ご異議ないものと認め、許可相当と県へ進達いたします。

会長 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の8ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、蓄電池施設への転用が1件、店舗等施設への転用が1件、植林への転用が1件、面積については田971m²、畠1,946m²です。

番号1については、申請地を譲り受け、自動車販売業の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号2については、申請地を譲り受け、蓄電池施設として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

事務局 番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号5については、申請地を譲り受け、植林及び一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

会長	ただいま説明がございました農地法第5条申請5件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
18番	1番について説明します。場所は***から北へ300mくらいの位置です。大型特殊車両の駐車場と旋回地として利用することのです。農業への影響はなく、問題ありません。
事務局	9月末任期の委員が確認した案件のため、事務局で代読します。 申請地は東上田地内です。場所は***から西へ300mほどの土地です。譲受人は申請地を蓄電池施設として利用するものです。周辺に農地はありますが、転用の承諾を得ており、問題ありません。
19番	3番について説明します。以前から駐車場用地となっている追認案件です。周辺に農地はありますが、草刈管理のみで問題ありません。
25番	4番について説明します。申請地は3条の10の隣接地です。追認案件で既に倉庫が建っています。隣接する農地はないことから問題ありません。
25番	5番について説明します。申請地は3条の10の隣接地です。追認案件で進入路と山林です。隣接する農地はないことから問題ありません。
会長	状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
13番	4番と5番についてですが、追認案件であり、事前に4条申請をするべきかと思いますが、決まりはあるのでしょうか
事務局	追認案件は基本的には4条申請してから所有権移転するのですが、4条申請を先にしなければならないという根拠はないため、4条でも5条でも受付しています。事前に相談のあった案件については4条申請するように伝えています。
会長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請5件について許可相当と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
【挙手全員】	
会長	ご異議ないものと認め、許可相当と県へ進達いたします。

会長 議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があつたため、農業委員会の意見を求めるものであります。議案の農用地利用促進計画素案をご覧ください。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。今回は使用貸借が1筆と賃貸借が24筆あります。権利設定の借受希望農業者は3名です。次に今後のスケジュールについて説明します。本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、11月30日から権利設定されることとなります。

以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。

会長 状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長 ご異議ないと認め、原案の通り承認いたします。

会長 議案第52号 農業委員会委員の辞任について別紙のとおり農業委員会委員の辞任についての諮問書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第52号 農業委員会委員の辞任について説明させていただきます。令和7年10月24日に委員番号4番 嶋田 浩委員より辞任届の提出がありました。辞任の日付は10月31日付けで、辞任理由は病気のため、療養に専念するため。とのことです。何度か本人とお話をしましたが、入退院を繰り返しており、今後の活動はできないと思われます。なお、下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則第9条第1項で欠員があった場合は補充に努めなければならない。と規定されており、第2項では欠員が3分の1を超えた場合は、農業委員の補充しなければならない。と規定されており、1名の委員の欠員の場合、委員の補充は必須ではありませんが、残りの任期を考慮し、委員の補充を行いたいと思います。本日、辞任の同意をいただけた場合の今後のスケジュールですが、11月から12月にかけて新委員を募集し、評価委員会に諮ります。その後、3月議会で議会の同意を得て、4月から新委員を委嘱します。また、新しい委員が決まるまでの宮田、大ヶ洞、奥田洞、上呂地区の申請時の現地の確認等については、委員番号6番中島義彦委員にお願いしたいと思います。中島義彦委員には同意をいただいています。なお、農地パトロール等、申請時の確認以外の活動については、事務局と萩原地域の委員の皆さんで相談させていただきます。

以上、議案第52号農業委員の辞任について審議をお願い致します。

会長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
会長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農業委員会委員の辞任について、同意する方の挙手を求める。
【挙手全員】	
会長	同意するものと認め、答申いたします。
会長	議案第53号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について意見を決定したく提案いたします。市担当者説明をお願いします。
市担当者	【市担当者による説明】
会長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
事務局	1 1番の案件について、土地改良しているように見えないですが、面整備されておらず、水路等を整備したということでしょうか。また、面整備以外の場合も6要件の対象となるのでしょうか
市担当者	水路等を整備したものと思われます。水路であっても6要件の対象となります。
事務局	9番の案件ですが、元々誰が耕作していた農地でしょうか
市担当者	農地を荒らす訳にはいかないということでやむなく *** が耕作していました。
14番	申請者は会社の遠方の資材置場を借りていたが、近くに資材置場を確保して利用したいとのことです。
事務局	この地域では担い手が農地をほしいということを聞いているので、担い手に紹介してはどうかと思いましたが、条件の良くない誰も耕作しない土地であれば問題無いかと思います。
6番	農業振興地域整備計画の変更については、農業委員会はあくまで意見を聞く場であって、最終決定は県と市で行うということを皆さんに伝えてください。

事務局 農業委員会以外にも農協などにも意見を聞いています。その意見を踏まえて県と市で決定します。

事務局 6要件を満たさないと農振除外はできません。事前に市担当者が要件を満たすかは確認していますが、地域計画に支障が生じるかの部分については、現在行っている地域計画の変更協議において今年度、農振除外申請のあった案件を地域計画から外して良いかという確認をとっています。そのため、地域計画に支障が生じるかの部分については、支障が無いという見込みで意見をいただきたいと思います。

会長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。なお、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により、今回の議案の関係者である二村浩委員は番号14の採決に参加できませんのでよろしくお願ひいたします。

はじめに番号14の案件について、意見なしで良い方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長 番号14の案件について、ご異議ないと認め、意見無しといたします。

会長 次に14番以外の案件について、意見無しで良い方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長 ご異議ないと認め、意見無しといたします。

会長 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、事務局説明をお願いします。

事務局 全国その他市町村で、委員による不法投棄や職員による不正文書作成等の不祥事が発生しています。これを踏まえ、当委員会の法令遵守を徹底するため、『申し合わせ決議』を作成しましたのでご確認願います。

決議の内容について、読み上げさせていただきます。

【内容読み上げ】

以上です。

会長 ただいま事務局が読み上げました本申し合わせ決議について、全委員、全推進委員におはかりします。

本申し合わせを決議することに、ご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

会 長	ありがとうございます。本申し合わせのとおり、法令遵守の徹底をお願いいたします。
会 長	以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。
会 長	以上をもちまして、第11回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会
※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った	
本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。	
下呂市農業委員会	
番	
番	